

大阪府温暖化の防止等に関する条例 に基づく届出制度について

大阪府環境農林水産部
エネルギー政策課 温暖化対策グループ

本日の内容

1. 大阪府温暖化防止条例の目的と背景
2. 届出制度の概要について
3. 評価制度について
4. 顕彰について
5. 根拠確認と立入調査
6. 届出書の書き方と留意点

1. 大阪府温暖化防止条例の目的と背景

目的

- 地球温暖化対策
- ヒートアイランド対策
- 電気の需要の平準化対策

2

1. 大阪府温暖化防止条例の目的と背景

平均気温の変化

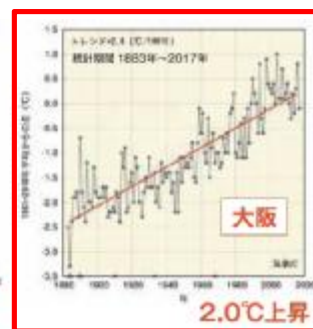
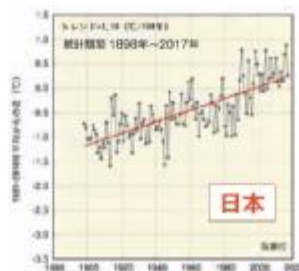
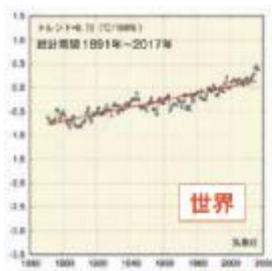


図:大阪管区気象台提供

現状

過去100年間の気温の上昇量を比較すると・・・

大阪は世界や日本の平均よりも早いスピードで気温が上昇

3

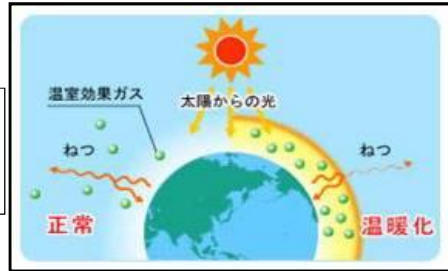
1. 大阪府温暖化防止条例の目的と背景

大阪では「**二つの温暖化**」が同時に進んでいる !!

地球温暖化

地球規模の問題

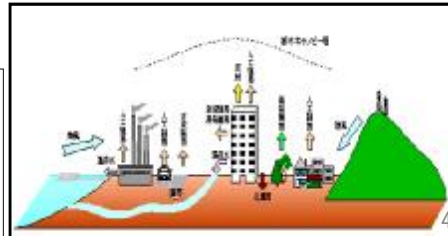
- エネルギーの使用に伴うCO₂など「温室効果ガス」が増加
⇒ 「温室効果」により地球の気温が上昇



ヒートアイランド現象

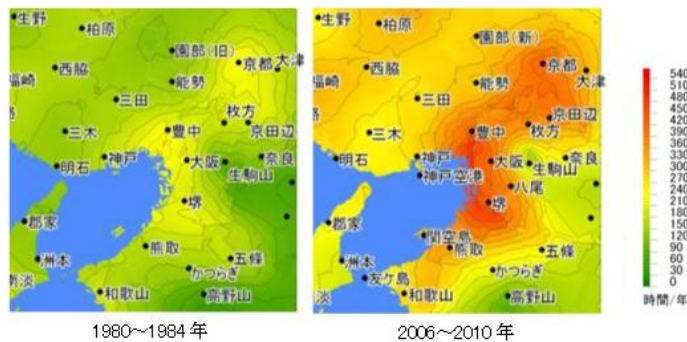
大都市固有の問題

- 人工排熱 = 「熱をたくさん出す」
- コンクリート・アスファルトの増加 = 「熱がたまる」
- 緑地・水面の減少 = 「冷却が進まない」
⇒ 周辺に比べ気温が上昇



1. 大阪府温暖化防止条例の目的と背景

大阪におけるヒートアイランド現象



気温が30°C以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）

出典:環境省「ヒートアイランド対策マニュアル」をもとに府において作成

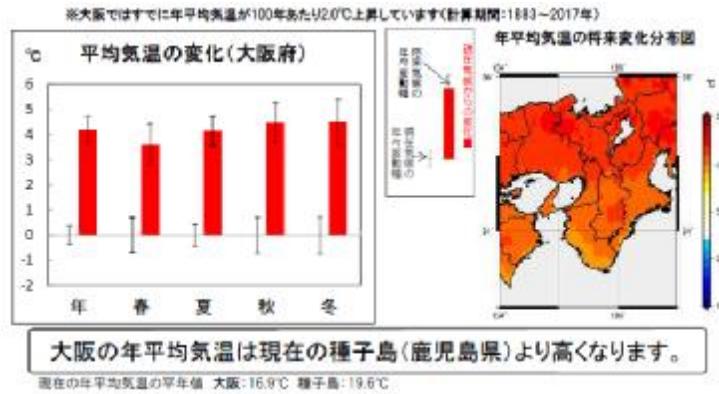
現状

1980年代前半と比較すると高温の領域が拡大

1. 大阪府温暖化防止条例の目的と背景

将来
(21世紀末)

大阪府では年平均気温が100年で約4℃上昇

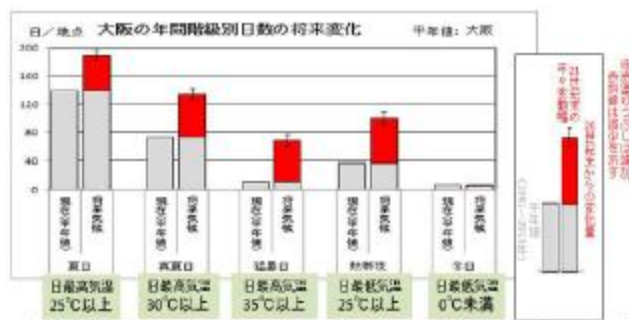


出典:大阪管区気象台「大阪21世紀末の気候」2019.2
IPCC第5次評価報告書「RCP8.5シナリオ」に基づいたシミュレーション結果

1. 大阪府温暖化防止条例の目的と背景

将来
(21世紀末)

大阪の猛暑日・熱帯夜はいずれも年間50日以上増加

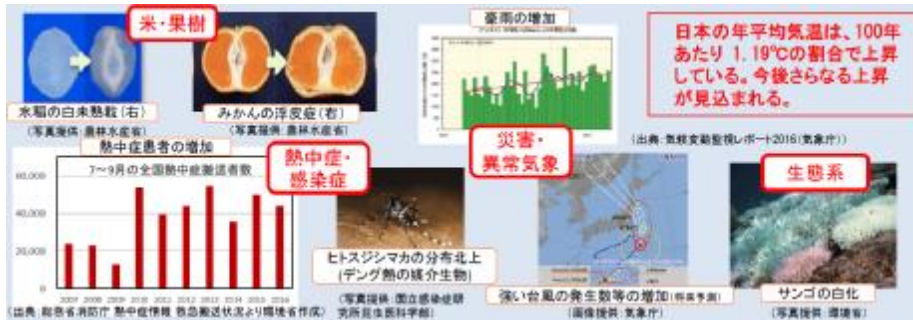


出典:大阪管区気象台「大阪21世紀末の気候」2019.2
IPCC第5次評価報告書「RCP8.5シナリオ」に基づいたシミュレーション結果

1. 大阪府温暖化防止条例の目的と背景

〔参考〕 気候変動の影響は・・・

日本においてもすでに顕在化。今後更に深刻化するおそれ



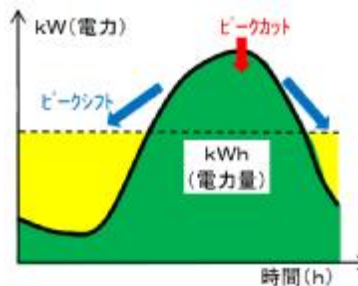
出典:環境省「気候変動適応法の概要」2018.6

1. 大阪府温暖化防止条例の目的と背景

関西では、原発が稼動しない場合に全国で最も厳しい電力需給が懸念され、電力・エネルギーの確保が社会的にも府民の身近にも大きな課題となったことを受け、電気の需要の平準化を盛り込む改正を行い、平成25年4月から施行。

電気の需要の平準化とは・・・
ピークとなる季節や時間帯の電力使用を抑制することにより、その変動を縮小させること。

瞬間電力量 (kW) の最大値 (ピーク値) を減らすことができます。



平準化時間帯：省エネルギー法で指定する電気需要平準化時間帯
(7月1日～9月30日・12月1日～3月31日の8～22時)

⇒さらに詳しくは「届出の手引き」p.21

本日の内容

1. 大阪府温暖化防止条例の目的と背景
2. 届出制度の概要について
3. 評価制度について
4. 顕彰について
5. 根拠確認と立入調査
6. 届出書の書き方と留意点

10

2. 届出制度の概要について

- 大阪では100年間に約2℃気温が上昇しており、これは地球温暖化とヒートアイランド現象の2つの“温暖化”の影響と考えられています。
- これらの温暖化の防止等の対策を推進するため、大阪府では温暖化防止条例により、温室効果ガスの排出抑制、人工排熱の抑制、電気の需要の平準化、建築物の環境配慮の取組み等を促進しています。

産業・業務・運輸	建築物	電気事業者
エネルギーの多量消費事業者による報告制度 対象: エネルギーを多量に使用する事業者等 〔特定事業者〕 ・温室効果ガスの排出抑制等のための対策計画書や実績報告書の届出と公表	建築物の環境配慮制度 対象: 建築物を新築する方や増改築する方(新築・増改築に係る部分の床面積が2,000㎡以上) ・建築物環境計画書等の届出と公表 ・建築物環境性能表示(表示ラベル)の表示	小売電気事業者等による報告制度 対象: 小売電気事業者等 ・電気需給に関する対策計画書や実績報告書の届出と公表
おおさかストップ温暖化賞	おおさか環境にやさしい建築賞	

11

2. 届出制度の概要について

《エネルギーの多量消費事業者による報告制度》

■ 特定事業者とは

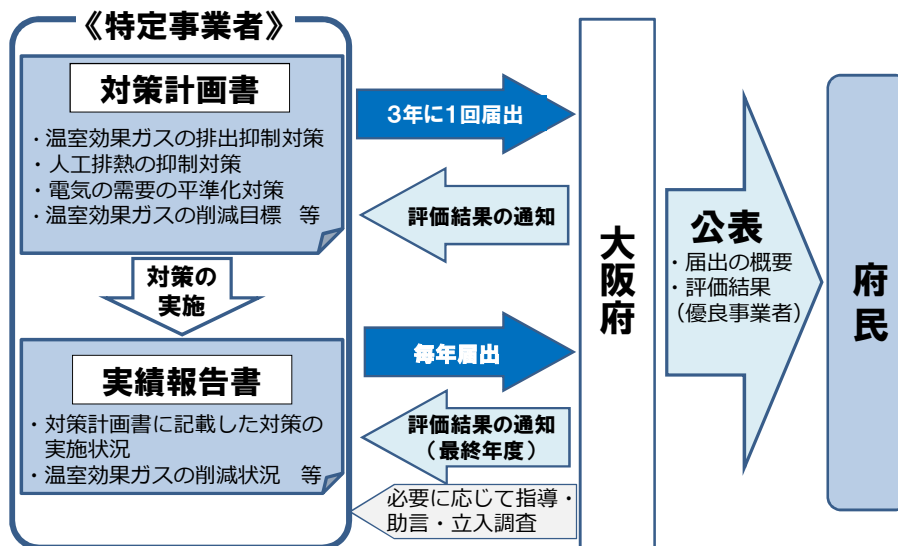
1. 府内の全ての事業所におけるエネルギー使用量が原油換算で合計
1,500kL/年以上の事業者 **〔条例施行規則第3条第1号〕**
2. 連鎖化事業者（フランチャイズチェーン等）のうち、府内の加盟店を含む
全ての事業所におけるエネルギー使用量が原油換算で合計1,500kL /年
以上の事業者 **〔条例施行規則第3条第2号〕**
3. 府内で自動車を100台以上（タクシー事業者の場合は250台以上）使
用する事業者 **〔条例施行規則第3条第3号〕**

エネルギーの多量消費事業者（特定事業者）に対し、事業活動に係る
**(1) ①温室効果ガスの排出の抑制、②人工排熱の抑制、③電気の需要の平準化の
 ための対策**
**(2) 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標などを記載した3年間を計画期間とす
 る対策計画書を届出するとともに、対策計画書に基づき実施した結果を記載した
 実績報告書を年度ごとに届出することを義務付け**

〔条例第9条第1項、第11条第1項〕

2. 届出制度の概要について

《エネルギーの多量消費事業者による報告制度》



2. 届出制度の概要について

ü 特定事業者様により計画期間は異なります。

計画期間	提出年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
2016～2018年度 (約200事業者)		報告書 計画書	報告書	報告書	報告書 計画書	報告書	報告書
2017～2019年度 (約100事業者)		報告書	報告書 計画書	報告書	報告書	報告書 計画書	報告書
2018～2020年度 (約600事業者)		報告書	報告書	報告書 計画書	報告書	報告書	報告書 計画書

8月末まで
全ての特定事業者
実績報告書
(2018年度実績)



9月末まで
計画期間が2016～2018年度の特定事業者
対策計画書
(計画期間:2019～2021年度)
(基準年度:2018年度)

14

2. 届出制度の概要について

■ 様式（入力用エクセルファイル）の入手方法

- ① 昨年度に届出をした特定事業者
- ・ 大阪府から貴社の今年度用のエクセルファイルをメール
 - ・ 対策計画書については、大阪府ホームページからダウンロードしてください。
- 【ご注意】 昨年度の様式は使用しないでください!!**

- ② 新たに届出対象となる特定事業者
- ・ 大阪府ホームページから対策計画書の様式をダウンロードしてください。

■ 提出期限 実績報告書：8月末、対策計画書：9月末

■ 提出方法 押印不要・ペーパーレスの電子申請を推奨

〔電子申請のURL〕

http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/ondankaboushi_jourei/ondanka_todokede.html

※郵送・持参の場合は、代表取締役等の代表者印の押印が必要。また、併せて様式（入力用エクセルファイル）の電子データをメール等でご提出ください。

15

本日の内容

1. 大阪府温暖化防止条例の目的と背景
2. 届出制度の概要について
3. 評価制度について
4. 顕彰について
5. 根拠確認と立入調査
6. 届出書の書き方と留意点

16

3. 評価制度について

重点対策（41の評価項目）の実施状況や温室効果ガスの削減率を総合的に評価する「**評価制度**」を平成28年度に導入

（条例第12条第1項）

評価	(i) №1～41の重点対策実施率	(ii) 削減率（3年間）	(iii) 平準化補正後の削減率（3年間）	評価の考え方	顕彰	公表	通知
AAA	95%以上	6%以上	3%以上	(i) 95%以上、(ii) 6%以上、(iii) 3%以上	○	○	○
AA	90%以上	3%以上		評価AAA以外で、(i) 90%以上、(ii) (iii) 3%以上		○	○
A+	80%以上	3%以上		評価AAA、AA以外で、(i) 80%以上、(ii) (iii) 3%以上		○	○
A		—	—	重点対策実施率が80%以上で、AAA、AA、A+以外のもの			○
B	60%以上 80%未満	—	—	(i) 60%以上80%未満			○
C	60%未満	—	—	(i) 60%未満、もしくは 重点対策№1～4の実施率が100%未満			○

17

3. 評価制度について ～重点対策～

No	評価項目	No	評価項目
(1)届出の提出や体制の整備①			
1	大阪府温暖化防止条例の届出における対応	2	機器管理台帳の整備
3	エネルギー使用量の把握・管理	4	推進体制の整備
(2)届出の提出や体制の整備②			
5	ピークカット対策等の実施	6	オーナー・テナント対策の実施
(3)設備の管理・運用			
7	ボイラー空気比の適正管理	8	ボイラーの効率管理
9	ボイラー圧力・温度の管理	10	蒸気配管のバルブ等の保温
11	熱源設備の空気比の適正管理	12	熱源設備の効率管理
13	熱源設備の冷温水出口温度管理	14	空調機の室内温度の適正管理

18

3. 評価制度について ～重点対策～

No	評価項目	No	評価項目
15	空調機の外気導入量の適正管理	16	空調機のフィルターの定期清掃
17	温度検出器の適正配置	18	照明の運用管理
19	ポンプの流量管理	20	ファン,ブロワの風量管理
21	地下駐車場の換気管理	22	給湯設備の適正管理
23	コージェネレーションの効率管理	24	コンプレッサの吐出圧の適正化
25	コンプレッサの吸気温度管理	26	圧縮空気配管図の整備
(4)自動車の管理・運用			
27	エコドライブの励行	28	自動車の適正な維持管理
29	自動車の燃料使用量の把握		

19

3. 評価制度について ～重点対策～

No	評価項目	No	評価項目
(5)省エネ機器等の導入			
30	高効率な照明設備の導入	31	高効率な高輝度放電ランプ等の導入
32	高効率機器の導入	33	エネルギー管理システムの導入
34	太陽光発電の導入	35	エコカーの導入
(6)府が推進する温室効果ガス排出抑制			
36	カーボン・オフセットの実施	37	省エネ診断の実施
38	環境配慮製品の開発・製造	39	ヒートアイランド対策の実施
(7)その他の項目 【選択項目】			
40	計画期間外の温室効果ガスの大幅な削減	41	事業者独自の取組み

20

3. 評価制度について

■重点対策実施率について

- 特定事業者は対策計画書・実績報告書に、重点対策の実施状況を記載
- 重点対策のうち、**39**項目は、全ての事業者が実施すべき『必須項目』
※実施不可能な対策は「非該当」とする。
- 重点対策のうち、以下の2項目は 『選択項目』
「計画期間外の温室効果ガスの大幅な削減」、「事業者独自の取組み」

$$\text{重点対策実施率} = \frac{\text{重点対策の実施数(最大41)}}{\text{重点対策の該当数(最大41)}} \times 100$$

⇒重点対策の「実施済み」や「非該当」などの選択にあたっては、
必ず『重点対策ハンドブック』をご参照ください。

21

3. 評価制度について

[参考]昨年度提出された対策計画書の評価結果
(計画期間:2018~2020年度)

区分	AAA	AA	A+	A	B	C	合計
産業系	7	121	97	11	29	1	266
業務系	4	105	75	4	17	4	209
運輸系	1	46	40	8	0	1	96
合計	12	272	212	23	46	6	571

全体の**87%**が**優良 (A+以上)**
〔公表対象〕

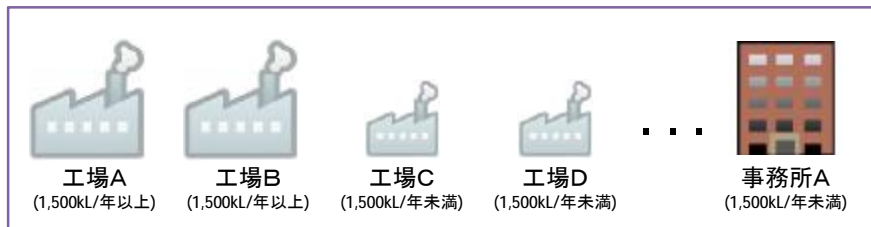
22

3. 評価制度について

重点対策の対象事業所

(1) 重点対策1・40

- ◇ 条例に基づく届出の提出
- ◇ 計画期間外の大幅な温室効果ガスの削減



事業者全体(大阪府域に限る)が対象

23

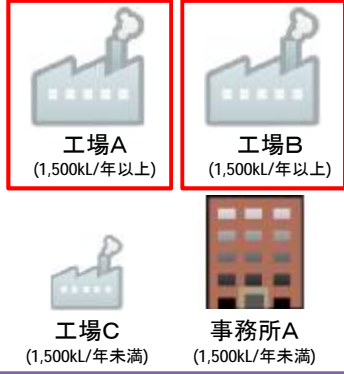
3. 評価制度について

重点対策の対象事業所

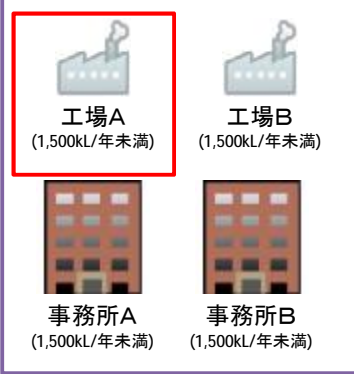
(2) 重点対策2～29

- ◇体制の整備
- ◇設備の管理・運用
- ◇自動車の管理・運用

①「主な事業所」※がある場合



②「主な事業所」がない場合



全ての「主な事業所」が対象 **任意の1事業所以上を選択**

※ 原油換算燃料等使用量で1,500キロリットル/年以上の事業所

24

3. 評価制度について

重点対策の対象事業所

(3) 重点対策30～39、41

- ◇省エネ機器等の導入
- ◇府が推進する温室効果ガス排出抑制
- ◇事業者独自の取組み



任意の1事業所以上を選択
(2)で選択した以外の事業所でも可

25

本日の内容

1. 大阪府温暖化防止条例の目的と背景
2. 届出制度の概要について
3. 評価制度について
4. 顕彰について
5. 根拠確認と立入調査
6. 届出書の書き方と留意点

26

4. 顕彰について



《おおさかストップ温暖化賞》

事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に関し、他の模範となる特に優れた取組みをした事業者又は事業所（以下「事業者等」という。）を表彰

現行

今年度から追加

〔公募による部門〕

先進性、効率性、有効性の観点から特に優れた取組みをした事業者等を表彰

<対象>

大阪府内に事業所を有する事業者等

〔評価制度による部門〕

重点対策の実施率及び温室効果ガスの排出に関する削減率に基づき表彰

<対象>

計画期間が最終年度の実績報告書の評価結果がAAAの特定事業者

※ 8月末日までに届出された実績報告書が顕彰の対象

計画期間(3年間)	対策計画書届出年度	顕彰実施年度
2016～2018年度	2016年度	2019年度
2017～2019年度	2017年度	2020年度
2018～2020年度	2018年度	2021年度

※以降、同じサイクルで実施

27

4. 顕彰について

《おおさかストップ温暖化賞》

■平成30年度おおさかストップ温暖化賞受賞者のご紹介

大阪府知事賞

ライオン株式会社様

◆温室効果ガス削減実績（平成29年度）
削減率17.4%（原単位ベース、平成28年度比）

◆主な対策内容（抜粋）

- ①大阪工場では、工場長を委員長とし各部門から構成する環境委員会及びその下部組織である省エネ分科会のメンバーが中心となってCO2排出削減等の取組みを推進
- ②生産拠点の再編・集約に伴う、製造プロセス変更および生産品種変更
- ③全従業員参加型の省エネ活動等
 - 部門別にエネルギー原単位を月ごとに確認し対応策を検討
 - 省エネパトロールの実施
 - 従業員の意識向上のため、エネルギー使用量などのモニター掲示や省エネに関わる改善提案奨励キャンペーンなどを実施



食堂入口に設置した従業員周知用モニター

優秀賞



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社様



小野薬品工業株式会社様



泉南乳業株式会社様



船場センタービル様

28

本日の内容

1. 大阪府温暖化防止条例の目的と背景
2. 届出制度の概要について
3. 評価制度について
4. 顕彰について
5. 根拠確認と立入調査
6. 届出書の書き方と留意点

29

5. 根拠確認と立入調査

■立入調査

- i 大阪府では、以下の事項に該当する事業者を対象に立入調査を実施します。
 - ü 対策計画書で評価が低い事業者
 - ü 実績報告書で温室効果ガス排出量が基準年度と比較して増加している事業者
 - ü その他、大阪府が必要と認める事業者（エネルギー使用量の確認等）
- i 立入調査では、推進体制の確認・設備の運用状況等を確認し、必要に応じて指導・助言を行います。

30

本日の内容

1. 大阪府温暖化防止条例の目的と背景
2. 届出制度の概要について
3. 評価制度について
4. 顕彰について
5. 根拠確認と立入調査
6. 届出書の書き方と留意点

31

6.届出書の書き方と留意点

■届出の構成 様式はエクセル形式で、下記のとおりシートが分かれています。

【対策計画書】

〔計画期間：2019～21年度〕

- 1 表紙
- 2 事業所名称等
- 3 目標・対策
- 4 対策・評価
- 5 主なエネ量
- 5-2 電力量入力用
(主な事業所)
- 6 その他エネ量
- 6-2 電力量入力用
(その他事業所)
- 7 自動車エネ量

【実績報告書】

〔計画期間：2016～18年度、2017～19年度、
2018～20年度〕

- 1 表紙
- 2 事業所名称等
- 3 状況・対策
- 4 対策・評価
- 5 主なエネ量
- 5-2 電力量入力用
(主な事業所)
- 6 その他エネ量
- 6-2 電力量入力用
(その他事業所)
- 7 自動車エネ量

【添付資料】〔該当者のみ〕

添付資料の様式はサンプルです。
提出には独自に様式を作成していただいてもかまいません。

- 1 その他エネ量(主な事業所以外の事業所関係のエネルギー使用量 集計表)
- 2 自動車エネ量(事業所で使用する自動車関係のエネルギー使用量 集計表)
- 3 複数事業所で実施する重点対策(複数事業所で実施する重点対策 集計表)

32

6.届出書の書き方と留意点

■全シート共通 <対策計画書、実績報告書共通>

留意点

薄い黄色のセルが入力する箇所です。

青字で表示される部分は公表対象となります。

※個人情報や経営上の秘密などは記載しないようご注意ください。

シート名の変更、シートの削除は行わないでください。
(自動計算、来年度用へのデータ転記ができなくなります。)

33

6.届出書の書き方と留意点

＜対策計画書、実績報告書共通＞

■「1表紙」シート(P35、53)

留意点
日付、業種の記載漏れが多い。
連絡先は届出内容の確認時に必要です。 (担当者のお名前を書いていただくと、スムーズにやりとりができます。)

■「2事業所名称等」シート(P37、55)

留意点
<ul style="list-style-type: none"> 原則、実績報告書は対策計画書と同じ事業所を記載してください。 ※対策計画書の「主な事業所」がその後1,500キロワット/年未満になった場合であっても、実績報告書では「主な事業所」としてください。(逆も同様です。) 対策計画書作成以降に新たな事業所が増えた場合は追加してください。

34

6.届出書の書き方と留意点

＜対策計画書、実績報告書共通＞

■「5主なエネ量」シート、「6その他エネ量」シート

(P44、62、47、65)

箇所	留意点
(5)－⑫	この欄は「特定送配電事業者」等から購入した買電量を記載する。
(6)－⑩	※小売電気事業者から購入した買電量は記載しない。
(5)－⑬	化石燃料等を燃料として自家発電した場合に記載。
(6)－⑪	太陽光発電は計上しない(発電時にCO2を排出しないため)。

集計表あります！

「**その他事業所**」が複数ある場合は、各事業所におけるエネルギー使用量の「**集計表**」を添付してください。

35

6.届出書の書き方と留意点

＜対策計画書、実績報告書共通＞

■「5-2電力量入力用(主な事業所)」シート(P44、62)

※事業所ごとに記入

「5-2電力量入力用(主な事業所)」シートに、小売電気事業者から購入した電気の使用量を記載すると、「5主なエネ量」シートの買電量に反映されます。

■「6-2電力量入力用(その他事業所)」シート(P47、65)

「6-2電力量入力用(その他事業所)」シートに、小売電気事業者から購入した電気の使用量を記載すると、「6その他エネ量」シートの買電量に反映されます。

集計表あります！

「その他事業所」が複数ある場合は、各事業所におけるエネルギー使用量の「集計表」を添付してください。

箇所	留意点
(5)－⑨	・夜間(22時から翌日の8時まで)買電量を把握していない場合は、全買電量を昼間買電量として扱ってください。
(6)－⑦	・「平準化時間帯買電量」は7月～9月及び12月～3月の8時～22時における買電量です。

36

6.届出書の書き方と留意点

＜対策計画書、実績報告書共通＞

■「7自動車エネ量」シート(P50、68)

箇所	留意点
(7)－②	数値把握の方法の選択漏れが多い。
(7)－④	自動車の総台数および、そのうち、軽自動車を除く台数(特殊自動車や二輪自動車は含みません)の記載漏れが多い。

集計表あります！

事業所が複数ある場合は、各事業所の自動車走行によるエネルギー使用量の「集計表」を添付してください。

37

6.届出書の書き方と留意点

■「3目標・対策シート」(P38) <対策計画書>

箇所	留意点
(3)－⑤	数式が入力されており、 目標削減率は自動計算 されます。 (温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定する場合のみ、入力が必要です。)
(3)－⑥	目標削減率に関する考え方を必ず記載してください。
(3)－⑨	排出抑制対策の推進組織、環境マネジメントシステムの導入、研修・教育の実施体制等について記載してください。

38

6.届出書の書き方と留意点

■「3状況・対策」シート(P56) <実績報告書>

箇所	留意点
(3)－②	基準年度の値は、対策計画書に記載の値と同じ。
(3)－③	“エラー”が表示される場合は、平準化時間帯の買電量(電力量入力用シート)が記載されていない。
削減目標の達成状況	数式が入力されており、 目標削減率は自動計算 されます。 (温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定する場合のみ、入力が必要です。)
(3)－⑦	毎年度の削減状況を記入。 ※増加した場合は 削減にいたらなかった理由 を必ず記載してください。
(3)－⑧	排出抑制対策の推進組織、環境マネジメントシステムの導入、研修・教育の実施体制等について記載してください。

39

6.届出書の書き方と留意点

＜対策計画書、実績報告書共通＞

■「4対策・評価」シート(P42、60)

箇所	留意点
削減率 平準化削減率	空欄の場合、別シートで排出量等に未記載がある。
(4)－①	「対象事業所」には、1事業所の場合は事業所名を記載。 「主な事業所」が複数あるなど、複数事業所について記載する場合は「集計表参照」と記載し、 集計表を添付 。
(4)－②	表の下側に注意が表示される場合は、実施状況を選択していない項目があります。 「実施予定」の場合は「実施年度」を必ず選択してください。 計画最終年度の実績報告書は「実施予定」を選択できません。
(4)－④	「予定なし」・「非該当」の場合はその理由を必ず記載してください。 記載していない場合、表の右側に注意が表示されます。

※1～4の重点対策は、1つでも実施しない場合はC評価となります。

集計表あります！

複数の事業所を重点対策の対象とする場合は「集計表」を添付してください。

40

6.届出書の書き方と留意点

＜対策計画書、実績報告書共通＞

■添付資料「複数事業所で実施する重点対策」シート

「主な事業所」が複数ある場合は必ず添付資料が必要です！

その他、例えば、重点対策2～29をA事業所、
重点対策30～39・41をB事業所で実施する場合、などにもお使いください。
(30～39・41の対象となる事業所は統一すること)

※添付資料の様式(エクセル形式)は大阪府ホームページからダウンロードしていただけます。

【添付資料】複数事業所で実施する重点対策 集計表

The screenshot shows an Excel spreadsheet with columns for '重点対策' (Key Measures) and '事業所' (Business Sites). A red box highlights a cell containing the text: 「対策・評価シート」に転記ください。 (Please transcribe to the 'Strategy/Evaluation Sheet').

41

6.届出書の書き方と留意点

■重点対策実施率の算定と事業者評価(その1)(対策計画書)

※必ず「重点対策ハンドブック」をご確認ください。

No	重点対策名	よくある間違い
27	エコドライブの励行	・事業所で自動車を使用しないのに、「実施済み」「実施予定」「予定なし」を選択している。 ⇒事業所で自動車を使用しない場合、 No27～29、35は全て「非該当」を選択。 ⇒社員が所有している自動車の対策があれば、 No41「事業者独自の取組み」に記載。
28	自動車の適正な維持管理	
29	自動車の燃料使用量の把握	
35	エコカーの導入	
34	太陽光発電の導入	太陽光発電の導入を検討したが、投資回収が見込めない・設置場所がないとの理由により、導入を見送った場合「予定なし」を選択している。 ⇒実施不可能なので「非該当」を選択。

42

6.届出書の書き方と留意点

■重点対策実施率の算定と事業者評価(その2)(対策計画書)

No	重点対策名	よくある間違い
36	カーボン・オフセットの実施	3年間で3%以上の削減を予定しているのに「予定なし」を選択している。 ⇒温暖化対策指針においては、3%以上の削減が難しい場合にカーボン・オフセットを検討することとしている。 このため3%以上削減する計画の場合は「非該当」を選択してもよい。
37	省エネ診断の実施	ある設備のメンテナンス業者からその設備だけアドバイスをもらったので省エネ診断を「実施済み」を選択している。 ⇒メンテナンス業者が設置した設備についてのみアドバイスする場合は省エネ診断に該当しない。
38	環境配慮製品の開発・製造	製造業ではなく、製品の開発や製造は行っていないので「予定なし」を選択している。 ⇒製造業以外の事業者は「非該当」とすることができる。

43

6.届出書の書き方と留意点

■重点対策実施率の算定と事業者評価(その3)

No	重点対策名	よくある間違い
40	計画期間外の温室効果ガスの大幅な削減	前計画期間は12.8%の削減だったため、「該当」を選択した(達成状況が記載されていない)。⇒「該当」を選択する場合は、達成した削減率を必ず記載してください。 (例) 「△△年度比で〇〇年実績■ ■%削減(原単位ベース)」
41	事業者独自の取組み	独自の取組みは難しいと思い「非該当」を選択している。⇒記載いただくとプラスの評価になるため、記載いただいているケースが多い。 (例) ・社内の環境教育研修の実施 ・クールビズの推奨 ・公共交通機関による通勤の推奨 ・社員が保有している自動車でのエコドライブの推奨 など

44

《届出書作成のご参考資料》

■届出の手引き(記入例あり) ← よくあるご質問

http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/ondankaboushi_jourei/ondanka_todokede.html

■特定事業者の重点対策ハンドブック ← この2つは必ずご確認ください。

(各々の重点対策についての説明)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/21606/0000000/taisaku.pdf>

■温暖化対策指針

[http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/21606/00000000/shishin\(31.03\).pdf](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/21606/00000000/shishin(31.03).pdf)

45

《お問い合わせ先》

特定事業者の区分	お問い合わせ先
(1) 府内に設置している事業所における燃料並びに熱及び電気を合算したエネルギー使用量の合計量が、原油換算燃料等使用量で1,500キロリットル/年以上の特定事業者	エネルギー政策課 温暖化対策グループ 電話：06-6210-9553 大阪市住之江区南港北1-14-16
(2) 連鎖化事業者のうち、当該連鎖化事業者が府内に設置している事業所及び当該加盟者が府内に設置している当該連鎖化事業に係る事業所における燃料並びに熱及び電気を合算したエネルギー使用量の合計量が、原油換算燃料等使用量で1,500キロリットル/年以上の特定事業者	大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階
(3) 府内に使用の本拠の位置を有する自動車（軽自動車、特殊自動車及び二輪自動車を除く。）を100台以上使用する特定事業者（一般事業者（製造業、卸売・小売業など）・トラック事業者・バス事業者は100台以上、タクシー事業者は250台以上）	環境管理室 環境保全課 自動車環境推進グループ 電話：06-6210-9587 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）21階